

議案第 9 号 (協議案件)

是正の要求の指示に関する対応について

標記の件について、平成26年1月15日付けで文部科学省の見解を照会したところ、平成26年1月21日付けで別紙の通り文部科学省初等中等教育局長から回答があった。

当該回答文書の内容を踏まえ、対応についての協議を行う。

平成26年2月12日

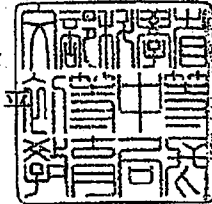
沖縄県教育委員会



25受文科初第2962号
平成26年1月21日

沖縄県教育委員会 御中

文部科学省初等中等教育局長
前川 喜



貴教育委員会からの照会事項について (回答)

「竹富町教育委員会の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づく事務の執行に関する地方自治法第245条の5第2項に基づく指示について」(平成26年1月15日付け教委第13号)によりお尋ねがあった照会事項について、下記の通り回答する。

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、是正の要求の指示を受けた沖縄県教育委員会は、竹富町に対して是正の要求を行う法律上の義務を負っているにも関わらず、指示より3か月以上経過した現在においてもいまだ是正の要求が行われていないことは大変遺憾である。貴教育委員会においては、今回の回答も踏まえ、速やかに竹富町に対する是正の要求を行っていただきたい。

記

1について

「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律(昭和37年法律第60号)第1条第1項は「義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。」と、同条第2項は「前項に規定する措置に関し必要な事項は、別に法律で定める。」とそれぞれ規定しており、同条第2項を受けて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。)が、国が教科書を無償給付するために必要な事項等を規定している。したがって、国は、無償措置法の手続によってしか教科書を無償給付することができない。

また、無償措置法によらず、市町村が独自に教科書を児童生徒に無償給与する措置を定めた法律はない。

以上のことから、無償措置法に基づく国の無償給付によらなければ、制度上児童生徒に教科書が無償で給与されることは担保されない。

現在竹富町においては篤志家の寄付により生徒に教科書が配られているものと承知しているが、文部科学省としては、上述の前提を踏まえ、無償措置法に基づいた採択が行われず無償措置法に違反する状態が継続していることと、そのため国が教科書が無償給付できない状態が継続していることが、教科書無償制度の根幹に関わる問題であると認識している。

2について

文部科学省としては、関係教育委員会の取組による自主的な解決を促すため、平成23年9月以降2年以上にもわたり繰り返し指導を行ってきたところである。

また、昨年4月には、貴教育委員会からこの問題の解決に向けた取組を積極的に行う旨の報告があったことを踏まえ、貴教育委員会の主導による解決を期待してその取組を見守ってきたところであるが、来年度使用教科書についても、同一の教科書の採択に至らなかったことから今回の是正の要求の指示に至ったものであり、文部科学省としては、関係教育委員会の自主性や自立性に極力配慮した丁寧な対応を行ってきたものと考えている。

3について

法にのっとって適切に教科書採択を行っている限りにおいて、教育委員会が文部科学大臣の検定を経た教科書のいずれを採択したとしても差し支えない。今回の是正の要求の指示は、竹富町教育委員会の教科書採択が無償措置法の規定に違反していることにより行ったものであり、御指摘は当たらないものと考えている。

4について

文部科学省としても、沖縄県教育委員会の指導の下、三市町の主体的な話し合いによって本件が解決されることを否定するものではないが、3について述べたとおり、文部科学省として繰り返し指導を行うなどの対応をしてきたにもかかわらず、来年度使用教科書についても、同一の教科書の採択に至らなかったことから今回の是正の要求の指示に至ったものである。

地方自治法の規定に基づき、是正の要求の指示を受けた沖縄県教育委員会は、竹富町に対して是正の要求を行う法律上の義務を負っている。本件については沖縄県内に様々な意見があることは承知しているが、行政機関として法令に基づい

て行政を行っていただく必要がある。

5について

御指摘の「教科書改革実行プラン」の内容については、近年の市町村合併の進行により、町村が飛び地になっている郡が生じるなど、郡という行政区画を採択地区の設定単位とする意義が失われつつあり、郡の区域にかかわらず柔軟に採択地区を設定できるようにする必要性が増していることから検討されているものであって、これにより共同採択制度の趣旨に変更を加えるものではなく、御指摘のような目的を有しているものではない。

6について

現行の無償措置法は、「市郡」を採択地区の設定単位としているため、同一の郡に属する町村を分割して採択地区の設定を行うことはできず、また、無償措置法の改正後においても、採択地区の設定の考え方は5についてで述べたとおりであって、都道府県教育委員会は、無償措置法が共同採択制度を採用している趣旨を十分に踏まえ、設定しようとする採択地区において十分な教科書の調査研究が可能であるか、地理的に近接しているかなどの諸条件を踏まえて採択地区を設定することが必要であり、この考え方を踏まえれば、八重山地区は一つの採択地区として設定すべきものとする。

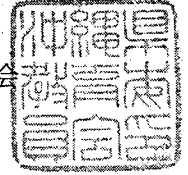
以上

写

教委第 13 号
平成 26 年 1 月 15 日

文部科学大臣 殿

沖縄県教育委員会



竹富町教育委員会の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づく事務の執行に関する地方自治法第 245 条の 5 第 2 項に基づく指示について

沖縄県教育委員会は、平成 25 年 10 月 18 日付け 25 文科初第 768 号「竹富町教育委員会の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づく事務の執行について（指示）」により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 5 第 2 項に基づく指示を受けているが、同条第 3 項に基づき竹富町教育委員会に対して違反の是正措置を求めることを審議するにあたり、沖縄県教育委員会では下記のような立場を取っているが、これらのことについて文部科学省の見解をご教示願いたい。

記

1 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号。以下「無償措置法」という。）第 1 条には「教科用図書の無償給付その他義務教育諸学校の教科用図書を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科用図書の採択及び発行の制度を整備し、もつて義務教育の充実を図ることを目的とする。」と規定されている。この条文中にある「義務教育の充実を図る」とは、主に義務教育教科用図書の無償給与が行われることによって、義務教育の場における児童生徒の学習条件が同一となり、教育の機会均等が保障されること等を期待したものとされているが、沖縄県教育委員会としては、現在竹富町において教育の機会均等は阻害されていないものと考えている。

2 地方分権一括法案の国会における審議の際、「自治事務に対する是正の要求については、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、当該事務の処理が明らかに公益を侵害しており、かつ地方公共団体が自らこれを是正せず、その結果、当該地方公共団体の運営が混乱・停滞し、著しい支障が生じている場合など、限定的・抑制的にこれを発動する」旨が附帯決議として定められている。

今回の是正の要求の指示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 49 条に定める方式によるものではないため、文部科学省では現在の竹富町の状況は「児童、生徒等の教育を受ける機会が妨げられていることその他の教育を受ける機会が侵害されていることが明らか」な状況と考えていないものと思われる。

そのため、今回は正の要求を行った場合、国会の附帯決議の趣旨を反映したものとならないのではないかと。

3 八重山採択地区協議会の答申による教科書も、竹富町教育委員会が採択した教科書も、ともに文部科学省の検定をパスした教科書であり、その一方を違法とすることは、結果として検定済み教科書を否定することになり、合理性がなくなるのではないか。文部科学省の検定をパスした教科書の教育的な意味は等しいはずである。

4 これまで、沖縄県教育委員会では、各市町村教育委員会が持つ教科書採択権に基づく主体性を尊重し、その上で石垣・竹富・与那国の3市町教育委員会による公正な話し合いにより合意のもと解決が図られるよう、公平に指導や助言等を行ってきた。

今回の指示に従い竹富町教育委員会に対してのみ是正の要求を行った場合、3市町の主体的な協議による解決でない形で同一の教科書使用を強いることとなり、今後の八重山地区の教科書採択において信頼に基づく公正な審議等が行われなくなるのではないか、あるいは教育現場で最も大事なものと考えられる信頼関係が損なわれるのではないかとといったことを懸念している。

また、本件に関しては県民等の強い関心が集まっており、是正の要求により使用教科書の変更を命じた場合、抗議運動等により通常の教育現場では想定し得ないような混乱が起きるのではないかとということも懸念される。

5 文部科学省が平成25年11月15日に発表した「教科書改革実行プラン」では、「『市郡』単位となっている採択地区の設定単位を『市町村』に柔軟化」することが示されている。このことは、共同採択地区内で教科書が一本化できない事態の発生を防止する目的も持つものと考えられ、是正の要求により使用教科書の本一本化を行うことは、「教科書改革実行プラン」が目指す改善の方向に反するものになるのではないか。

6 これまで八重山地区教科書採択について、当該市町村教育委員会と誠実な協議を重ねてきたが、なお意見対立が残っているのは承知の通りである。よって、無償措置法第12条（採択地区）に則り、沖縄県教育委員会としては意見を同じくする市区町村に採択地区を分割することを検討したいと思いますが、文部科学省のお考えをお示し下さい。